鳥取県公報

令和８年 11 月 13 日（金）
第９８３９号

毎週火・金曜日発行

目　　次

◇ **告　　示**　指定居宅サービス事業の廃止の届出（702）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・2
　　指定介護予防サービス事業の廃止の届出（703）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・2
◇ **教委告示**　鳥取県附属機関条例第２条第３項の附属機関（５）（体育保健課）・・・・・・・・・・2
◇ **公　　告**　猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・2
　　猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・3

告　　示

鳥取県告示第702号

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条第２項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和８年11月13日

鳥取県西部総合事務所長　荒　　田　　す み 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ハピネライフ一光	ハピネ訪問入浴センター	米子市両三柳2066－１	令和８年10月９日	令和８年11月30日	訪問入浴介護

鳥取県告示第703号

介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の５第２項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和８年11月13日

鳥取県西部総合事務所長　荒　　田　　す み 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ハピネライフ一光	ハピネ訪問入浴センター	米子市両三柳2066－１	令和８年10月９日	令和８年11月30日	介護予防訪問入浴介護

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第５号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第２条第３項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第４項の規定により告示する。

令和８年11月13日

鳥取県教育委員会教育長　足　　羽　　英　　樹

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県高校生冬山登山計画審査会	実施主体から提出された冬山登山計画の審査に関する事項	令和８年11月13日から令和９年３月31日まで	体育保健課

公　　告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第５条の３第１項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和８年11月13日

鳥取県公安委員会委員長　笠　　田　　直　　樹

１　講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

（１）　法第７条の３第１項の規定による許可の更新を受けようとする者

（２）　許可を受けようとする者で、法第５条の２第３項第２号又は第３号に規定するもの

２　開催の日時及び場所

区分／種別	日時	場所	受講対象者
経験者講習	令和８年12月15日 午後１時30分から 午後４時30分まで	米子市上福原1266－４ 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

３　講習時間及び講習課目

（１）　講習時間　３時間

（２）　講習課目

ア　猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ　猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

４　受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の７日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

５　講習受講手数料及びその納付方法

（１）　講習受講手数料　3,000円

（２）　納付方法

（１）に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

６　携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第５条の５第１項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和８年11月13日

鳥取県公安委員会委員長　笠　　田　　直　　樹

１　受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第４条第１項第１号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

２　開催の日時、場所等

（１）　散弾銃を使用して行う技能講習

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和８年12月７日 午後１時から午後 ４時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	$7^{1}/_{2}$号の散弾	５人
令和８年12月21日 午後１時から午後 ４時まで	〃	〃	〃	〃

（２）　散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和８年12月１日 午前10時から午後 ２時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	５人
令和８年12月８日 午前10時から午後	〃	〃	〃	〃

２時30分まで				
令和８年12月15日 午前10時から午後 ２時30分まで	〃	〃	〃	〃

3　講習課目

（1）　猟銃の操作

ア　猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

イ　猟銃の点検

ウ　実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い

エ　射撃の姿勢及び動作

（2）　猟銃の射撃

ア　散弾銃による場合にあっては、飛しょうする標的に対する射撃

イ　散弾銃以外の猟銃による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃

4　受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5　講習受講手数料及びその納付方法

（1）　講習受講手数料　14,000円

（2）　納付方法

（1）に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6　携行品

（1）　技能講習に対応した銃砲及び実包

（2）　猟銃・空気銃所持許可証

（3）　技能講習通知書

7　その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857－23－0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。